

令和元年（ワ）第172号，令和2年（ワ）第217号，令和3年（ワ）第181号 違法行為差止請求事件

原告 和田廣治ほか

被告 金井豊ほか

### 証拠説明書（10）

2022年3月11日

富山地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明



ほか

全て写し。

甲号証	標目	作成日	作成者
94	国会事故調 第4回委員会会議録（抄） <a href="https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidipo_3514605_po_naiic_kaigiroku.pdf?contentNo=1&amp;alternativeNo=">https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidipo_3514605_po_naiic_kaigiroku.pdf?contentNo=1&amp;alternativeNo=</a>	2012. 2. 10	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会
	(立証趣旨) 原子力安全委員会の委員長であった班目春樹氏が，立地審査指針について，非常に甘々な評価をしていたため，全面的な見直しの必要性を述べていたこと（76頁）		
95	平成24年11月14日原子力規制委員会記者会見録（抄） <a href="https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11036037/www.nsr.go.jp/data/000068540.p">https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11036037/www.nsr.go.jp/data/000068540.p</a>	平成24年 11月14日	原子力規制委員会

	df		
	<p>(立証趣旨)</p> <p>原子力規制委員会の田中俊一委員長が、立地審査指針の改訂及びバックフィットの必要性を述べていたこと（16～17頁）</p>		
96	<p>原子炉立地審査指針について（抄）</p> <p><a href="https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050240.p">https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050240.p</a></p> <p>df</p>	<p>平成25年 1月11日</p>	<p>原子力規制 委員会</p>
	<p>(立証趣旨)</p> <p>新規制基準においては、従来の立地評価を主にシビアアクシデント対策の有効性評価で代替させ、立地審査指針の適用は排除されることになったこと（3頁）</p>		
97	<p>発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第9回会合議事録（抄）</p> <p><a href="https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050419.p">https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050419.p</a></p> <p>df</p>	<p>平成25年 1月11日</p>	<p>原子力規制 委員会</p>
	<p>(立証趣旨)</p> <p>①同上（30～31頁）</p> <p>②新規制基準検討チームの議論においても、新規制基準において立地審査指針の適用を排除するにあたって、シビアアクシデント対策の有効性評価ではカバーできない防災の妥当性については、別のところで判断するという議論がなされていたこと（33頁）</p>		
98	<p>設置許可基準（シビアアクシデント対策規制に係るものを除く）の策定に向けた検討につ</p>	<p>平成24年 10月25日</p>	<p>原子力規制 委員会</p>

	<p>いて別紙個表（抄）</p> <p><a href="https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050179.pdf">https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050179.pdf</a></p>		
	<p>（立証趣旨）</p> <p>新規制基準検討チームにおいては、福島第一原発事故の教訓として、「非常用交流電源の冷却方式、水源、格納容器の除熱機能、事故後の最終ヒートシンク、使用済燃料プールの冷却・給水機能の多様性の不足」が挙げられ、「多重性又は多様性」としている要求の「多様性」への変更の可否が検討されていたこと（5頁）</p>		
99	<p>多様性の適用について（抄）</p> <p><a href="https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050197.pdf">https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050197.pdf</a></p>	<p>平成24年 11月21日</p>	<p>原子力規制 委員会</p>
	<p>（立証趣旨）</p> <p>新規制基準検討チームにおいて、多重性又は多様性を選択する際に、共通要因による機能喪失が、独立性のみで防止できる場合を除き、その共通要因による機能の喪失モードを特定し、多様性を求めることを明確にする整理案がまとめられていたこと（4頁）</p>		
100	<p>新安全基準（設計基準）骨子案における主な論点と確認をいただきたい事項（抄）</p> <p><a href="https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050216.pdf">https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050216.pdf</a></p>	<p>平成24年 12月13日</p>	<p>原子力規制 委員会</p>
	<p>（立証趣旨）</p>		

	<p>上記多様性に係る考え方を前提として、次のとおり共通要因による機能喪失が独立性のみで防止できる場合を除き、多様性を求めることを明確にする旨の新規制基準の骨子案が提示されていたこと（16～17頁）</p>		
101	<p>発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第6回会合議事録（抄）</p> <p><a href="https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050416.pdf">https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050416.pdf</a></p>	<p>平成 24 年 12 月 13 日</p>	<p>原子力規制 委員会</p>
	<p>（立証趣旨）</p> <p>設計基準において多様性を求めることを明確にする旨の規定が削除された理由は、現行の定義を前提とすれば多様性を独立性に対して不足するものとして要求することは論理矛盾であるという形式的な理由に基づくものであること（50頁）</p>		
102	<p>新安全基準（設計基準）骨子案における主な論点と確認をいただきたい事項－第6回会合資料5の一部改訂－（抄）</p> <p><a href="https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050223.pdf">https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050223.pdf</a></p>	<p>平成 24 年 12 月 20 日</p>	<p>原子力規制 委員会</p>
	<p>（立証趣旨）</p> <p>同上（18頁）</p>		
103	<p>発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第7回会合議事録（抄）</p>	<p>平成 24 年 12 月 20 日</p>	<p>原子力規制 委員会</p>

	<a href="https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050417.pdf">https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050417.pdf</a>		
	<p>(立証趣旨)</p> <p>同上 (55頁)</p>		
104	<p>外部事象に対する安全対策の考え方について (案) (抄)</p> <p><a href="https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050166.pdf">https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050166.pdf</a></p>	<p>平成 24 年 10 月 25 日</p>	<p>原子力委員 会</p>
	<p>(立証趣旨)</p> <p>新規制基準検討チームにおいては、特重施設等の恒設設備は、可搬設備の「バックアップ対策」ではなく、可搬設備と比して「より確実に対処できる」対策として、「恒設設備ありきで、さらにそれに可搬を足した」案を基に検討が行われていたこと (2頁)</p>		
105	<p>発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第1回会合 (抄)</p> <p><a href="https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050411.pdf">https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050411.pdf</a></p>	<p>平成 24 年 10 月 25 日</p>	<p>原子力規制 委員会</p>
	<p>(立証趣旨)</p> <p>①同上 (42頁)</p> <p>②可搬設備では対応できない事態も想定されるところ、欧州でも導入されている頑健性及び信頼性が高い恒設設備を導入することは合理的であ</p>		

	ること（42～43頁）		
106	原子力発電所の新規制施行に向けた基本的な方針（私案）（抄） <a href="https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11160054/www.nsr.go.jp/data/000047352.pdf">https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11160054/www.nsr.go.jp/data/000047352.pdf</a>	平成25年3月19日	田中俊一
	<p>（立証趣旨）</p> <p>田中俊一委員長の「私案」として、「シビアアクシデント対策やテロ対策の信頼性向上のためのバックアップ対策については、施行後5年までに実現を求める」ことが提案され、この「バックアップ対策」の中に特重施設等の恒設設備が入る旨説明されたこと（2頁）</p>		
107	平成24年度原子力規制委員会第33回会議議事録（抄） <a href="https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11160054/www.nsr.go.jp/data/000047421.pdf">https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11160054/www.nsr.go.jp/data/000047421.pdf</a>	平成25年3月19日	原子力規制委員会
	<p>（立証趣旨）</p> <p>同上（30～31頁）</p>		
108	新安全基準骨子のフォーマット（たたき台）（外部事象に関する設計基準及び設計基準を超える事象、これらへの対応）（抄） <a href="https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050171.pdf">https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050171.pdf</a>	平成24年10月25日	原子力規制委員会
	<p>（立証趣旨）</p>		

	<p>新規制基準検討チームにおいては、特重施設等について、設計基準を超える事象に対する対策として位置付け、「基準地震動S<sub>s</sub>による地震力の〇倍の地震力に対して安全機能が保持できること」を要求することが検討されていたこと（11頁）</p>		
109	<p>発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第11回会合議事録（抄）</p> <p><a href="https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050421.pdf">https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/10953979/www.nsr.go.jp/data/000050421.pdf</a></p>	<p>平成25年1月21日</p>	<p>原子力規制委員会</p>
	<p>（立証趣旨）</p> <p>①同上（23～25頁）</p> <p>②更田委員が、基準地震動S<sub>s</sub>の考え方に大きな変化があるかもしれないという仮定の下、特重施設等に基準地震動S<sub>s</sub>を超える地震動に対する頑健性を要求すべきという他の委員の意見を排除し、新規制基準においても、特重施設等に基準地震動S<sub>s</sub>を超える地震動に対する頑健性は要求されないことになったこと（33～34頁）</p>		

以上

令和元年（ワ）第172号 令和2年（ワ）第216号、令和3年（ワ）第181号

違法行為差止請求事件

原告 和田廣治 ほか

被告 金井豊 ほか

### 証拠説明書（11）

2022年3月11日

富山地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明



ほか

書証は原本。

甲号証	標目	作成日	作成者
110	北陸電力志賀原子力発電所の経済性に関する 見解	2022.3.7	大島堅一
	(立証趣旨) 有価証券報告書による実績値の計算、2011年度以降の費用のみを考慮した発電コストの推計及び運転期間全体でみた発電コストの推計のいずれのコスト計算の方法によっても、志賀原子力発電所の発電コストは高く、トータルでみたときの志賀原子力発電所の経済性はないこと		

以上